

令和 7 年 4 月 1 8 日

競争入札参加資格停止処分について

標記の件について、下記業者の参加資格を停止処分としました。

記

1．参加資格停止処分決定の理由等

パナソニック産機システムズ（株）は、建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反して資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると
して、令和 7 年 1 月 3 1 日、関東地方整備局長は、同社に対し監督処分（営業停止命令・令和 7 年 2 月 1 5 日から令和 7 年 3 月 8 日までの 2 2 日間）を行った。

2．入札参加資格停止措置

資格停止業者：パナソニック産機システムズ（株）中部支店
支店長 杉本 佳隆
愛知県名古屋市中区丸の内 1－17－19

資格停止期間：瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する
要綱（平成 15 年瑞穂市訓令第 15 号）別表
第 2 第 5 号の規定に基づき、令和 7 年 4 月 1
8 日～令和 7 年 9 月 1 7 日まで（5 月）の参
加資格停止と決定した。

参 考

瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱
別表第 2

措置要件	資格停止期間
（建設業法違反行為） 5 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、市工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 9 月以内